

防犯カメラシステム機器仕様書（未設置校）

1 設置校数 26校（別紙参照）

2 1校当たりの機器台数

- （1）カメラ 3台
- （2）卓上型デジタルレコーダー 1台
- （3）液晶モニター 1台
- （4）電源配線設備等 一式

3 満たすべき機能等

（1）カメラ

- ・ デイナイト機能付カメラで、昼間はカラー映像、夜間は自動的に高感度白黒映像に切り替わること。ナイトモードでは、内蔵の赤外線LED照明が点灯することで、照明のない場所でも撮影することができること（赤外線LED照射距離30m以上）。
- ・ ハウジング・防水・防塵機能等により屋外で 사용할 ことが可能なカメラで IP67 等級有すこと。
- ・ レンズは、デイナイト対応であること。（ $f=2.8\sim12\text{ mm}$ 程度）
- ・ ホワイトバランスが自動であること。
- ・ 質量が1000g以下であること。
- ・ 有効画素数が200万画素以上、解像度は1080P以上であること。
- ・ フリッカーレスに準ずる機能が付いていること。
- ・ 逆光補正機能が付いていること。

（2）卓上型デジタルレコーダー

- ・ 場所を取らないコンパクトなタイプであること。
- ・ 大きさは、縦・横ともに350mm以内程度であること。
- ・ 4チャンネル多重録画ができ、4分割及びスイッチングができること。
- ・ 記録容量は2TB以上とすること。
- ・ 録画メニュー（画質、録画速度、アラームの設置など）のセットアップメニューが日本語表記により設定でき、簡易に操作しやすいこと。
- ・ HDMIケーブルにて外部のモニターへ出力ができること。
- ・ 最高記録速度は、30枚／秒以上であること。（カメラ4チャンネル、標準画質以下設定時とする。）
- ・ カメラ3台を24時間、標準画質で録画した場合に15日以上 の記録保存ができること。

(3) 液晶モニター

- ・ 規格は 21.5 型とし、解像度は 1920×1080 以上対応とする。
- ・ レコーダーとケーブル接続すること。

4 契約の条件

- (1) 防犯カメラシステムの賃貸借期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までとする。ただし、この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本市の賃借料に係る予算が措置されない場合は、当該予算が措置されない会計年度の前年度の最終日をもって契約の解除を行うものとする。この場合、本市は当該最終日の 2 か月前までに、賃貸人に通知するものとする。
- (2) 学校への設置は、令和 7 年 9 月 26 日までに終了し、同月中に稼働できること。なお、防犯カメラシステムの賃貸借期間前の稼働期間は試験運用期間とし、賃借料は発生しないものとする。
- (3) 賃借料（遅延利息を含む。）のほか、本市に費用負担は発生せず、防犯カメラシステムの設置、保守、撤去等に係る一切の費用は、賃貸人が負担すること。
- (4) 防犯カメラの設置場所は、1 校 3 箇所で校舎・体育館等の壁面や玄関等（カメラを設置するため、新たにポールなどを立てることは不要）とし、設置する高さは 3m 程度を原則とする（後のメンテナンス等も考慮し設置すること）。各設置校と事前打合せを行って、設置場所を決定するものであること。なお、項目 5 を標準とするものであること。また、防犯カメラは振動のないように取付けること。
- (5) 防犯カメラシステム設置後、機器の設置場所を変更したい要望が学校からあった場合は、契約初年度に限り防犯カメラ 1 台につき 1 回、卓上型デジタルレコーダー及び液晶モニターについても 1 回まで架け替え工事を無償で行うこと。そのため、このことを想定しケーブル余長を 10m 程度取っておくこと。仮に、それ以上の長さが発生するような場合は、賃借人と調整すること。
- (6) 卓上型デジタルレコーダー及び液晶モニターの設置場所は、職員室または事務室とするが、各設置校と事前打合せを行って、設置場所を決定するものであること。
- (7) 設置した防犯カメラシステムが常時正常な状態で使用できるよう、点検・調整を行うこと。
- (8) 試験運用期間を含め、設置した防犯カメラシステムが故障した場合は、直ちに技術員を設置校に派遣し、正常な状態に回復すること。
- (9) 防犯カメラシステムについて、動産総合保険を付すること。
- (10) 前号の動産総合保険の対象にならない損害（地震や津波等を想定）については、無償で保証する保証プランを付すること。
- (11) 配線等は次による。
 - ・ 防犯カメラ、卓上型デジタルレコーダー等に接続する同軸ケーブルは低損失ケーブル（5C_FB 等）を使用し、双方に適合したコネクタを使用すること。
 - ・ 屋外に設けるコネクタは、取付後、防水処理を施すこと。
 - ・ 同軸ケーブルを曲げる場合は、同軸ケーブルの曲げ半径は、ケーブル外径の 10 倍以上とすること。

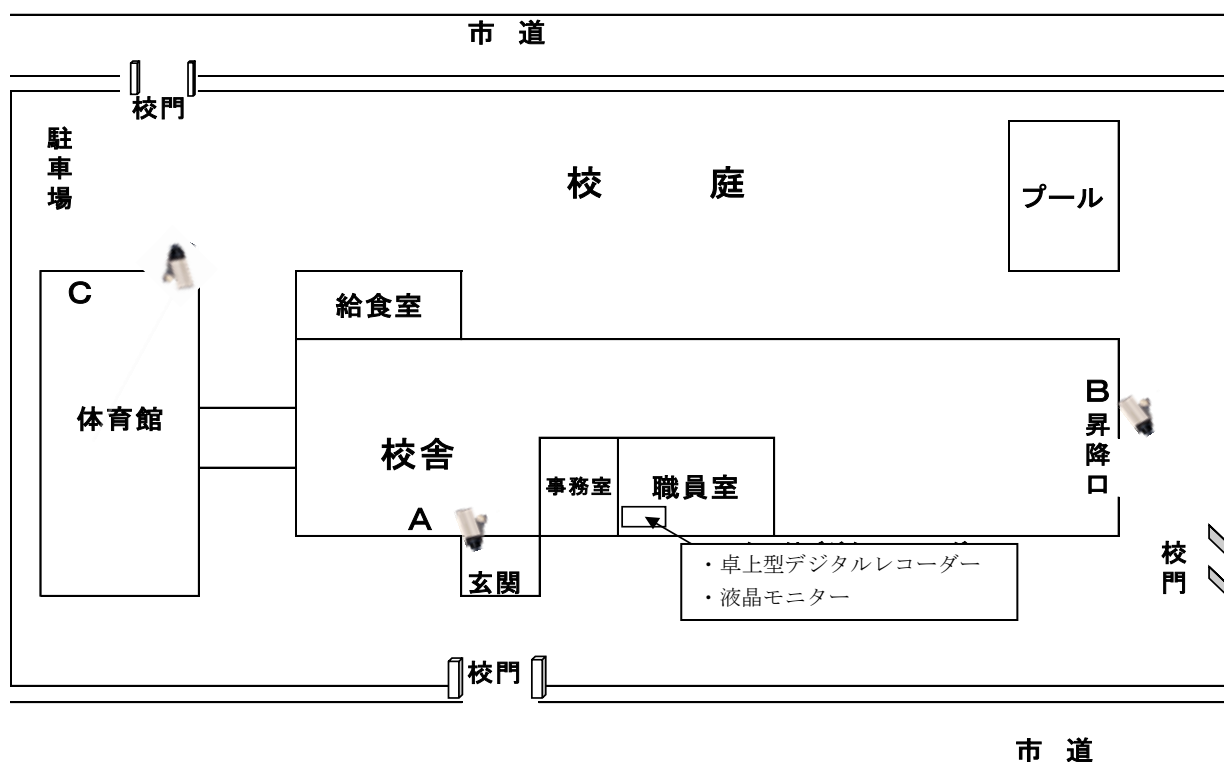
- ・カメラへの電源供給ケーブルが必要な場合は、JIS 規格のケーブルを使用すること。

(12) 施工は次による。

- ・電線の末端処理は、心線を傷つけないように行い、電線に適した工具で外装をはぎ取る。ただし、湿気の多い場所では、合成樹脂モールド工法により成端部を保護し、エポキシ樹脂、ウレタン樹脂等を注入して防湿成端処理を行う。
- ・ケーブル被覆の接続は、心線接続後、切りはぎ部及び接続部にプラスチックテープを巻付け、絶縁電線保護カバー、粘着アルミテープ等を用いて防護を行い、絶縁テープ等を巻付けて仕上げること。
- ・屋内通信線の接続は、10mm以上ずらせた段接続とする。また、心線の接続は銅スリーブを用い、絶縁テープ等を横巻きのうえ、半幅重ね巻きとすること。ただし、絶縁性のある接続器を使用して接続する場合は、テープ巻きを要しない。
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事監理指針」に準じて工事を行うこと。

(13) 賃貸借期間が終了したとき、又は賃貸借契約が解除されたときは、防犯カメラシステム機器一式を速やかに撤去すること。なお、撤去にかかる費用は賃貸人が負担すること。

5 防犯カメラシステムの標準的設置位置の例



カメラ A 玄関や校門を利用する者（主に来校者）が確認できる位置

カメラ B 校門を利用する者（主に児童生徒や保護者）が確認できる位置

カメラ C 校門を利用する者（主に自動車での来校者）が確認できる位置

・卓上型デジタルレコーダー
・液晶モニター

事務室や職員室（職員がいることが多い場所）

※上記の位置を標準とするが、各設置校と事前打合せを行って具体的な設置場所を決定すること。

防犯カメラ未設置校

No	学校名	住 所	TEL (市外局番043)
1	登戸小学校	中央区登戸2-11-1	241-2321
2	稲毛小学校	稲毛区稲毛町5-534-5	243-9072
3	園生小学校	稲毛区小仲台9-30-1	251-8149
4	稲丘小学校	稲毛区稲丘町19-30	243-9324
5	弥生小学校	稲毛区弥生町3-18	251-7295
6	花園小学校	花見川区花園4-1-2	271-3155
7	幕張小学校	花見川区幕張町4-781	271-7511
8	平山小学校	緑区辺田町141	291-1375
9	大宮小学校	若葉区大宮台7-8-1	265-1200
10	さつきが丘東小学校	花見川区さつきが丘1-7	259-7701
11	大巖寺小学校	中央区大巖寺町375	263-7963
12	千城台東小学校	若葉区千城台東1-15-1	237-8307
13	幸町第三小学校	美浜区幸町1-10-1	241-7807
14	高洲第三小学校	美浜区高洲3-3-11	278-1912
15	高浜第一小学校	美浜区高浜1-4-1	246-6262
16	みつわ台北小学校	若葉区みつわ台3-5-1	251-5121
17	若松台小学校	若葉区若松台2-25-1	232-7335
18	都賀の台小学校	若葉区都賀の台2-13-1	251-1391
19	上の台小学校	花見川区幕張本郷4-8-1	272-1721
20	大椎小学校	緑区あすみが丘6-38	295-0995

21	おゆみ野南小学校	緑区おゆみ野南4-26	300-0600
22	花見川小学校	花見川区花見川4-1	259-0129
23	白井中学校	若葉区野呂町623	228-0201
24	川戸中学校	中央区川戸町443	264-5109
25	大宮中学校	若葉区大宮町2077	263-7964
26	千葉高等学校	稲毛区小仲台9-46-1	251-6245